

令和 7 年度

第 9 回東かがわ市農業委員会議事録

令和 7 年11月20日

東かがわ市農業委員会

東かがわ市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月20日（木）午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 東かがわ市役所3階 大会議室

3. 出席委員（16名）

会長	1番 田村 照栄	10番 黒川 義明
職務代理	2番 砂川 哲也	11番 青木 大明
	3番 三谷 博計	12番 安部 哲弘
	4番 山本 一郎	13番 三井 和彦
	5番 田中 稔	14番 松井 委昭
	6番 笹井 慎也	15番 田中 卓臣
	7番 松枝 孝幸	16番 池田 正志
	8番 榎本 貴之	17番 松岡 由美

4. 欠席委員（1名）

9番 藤本 輝華

5. 議事日程

第1 署名委員の指名について

第2 報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農地改良届について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について
議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について
議案第6号 地域計画変更申出に係る意見聴取について

第3 その他

12月の農業委員会について

6. 農業委員会事務局

水口 経 塩田佐知子 黒田 寛子 宮川 美里 安部 俊貴
田中 亘

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから令和7年度第9回東かがわ市農業委員会を開催いたします。 本日の資料ですが、先日タブレットにお送りしました議案書及び議案書資料と、机の上には農政情報令和7年11月号、それと2つ目に、来年度の農業委員会の手帳等をお配りしております。手帳の中には農業委員会等に関する法律や農地法等が掲載されておりますので、ご確認を頂けたらと思います。 それと、3点目ですが、所有者不明農地についての資料が2枚、これは後ほど担当より説明させていただきます。 本日、藤本輝華委員から欠席のご連絡を頂いております。 それでは始めさせていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
会長	～会長あいさつ～ 引き続きまして、今月の案件につきましてご審議いただきたいと思います。今月は報告が1件と、議案が5号までございます。どうぞご審議よろしくお願いいたします。あと、着座にて進めさせていただきますこと、ご了承くださいますよう、併せてお願いいたします。 それでは日程第1、署名委員の指名についてでございますが、恒例でございますので、私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。本日の署名委員は、4番の山本一郎委員、5番の田中稔委員、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、日程第2、報告第1号 使用貸借終了に係る農地返還通知について1件ございます。事務局より説明申し上げます。
事務局	失礼いたします。報告第1号 使用貸借終了及び返還通知についてご説明いたします。議案書は1ページになります。今月は1件の報告がございます。 申請番号1番、貸し手、■■■■様、借り手、■■■■様、申請地は■■■■■■■■■■、田1筆、合計面積は671平方メートルになります。平成29年10月から10年の期間で使用貸借権の設定をしておりましたが、労力不足のため合意解約になります。次案件は既に決まっております、申請は翌月以降となります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	報告第1号の事務局の説明が終わりました。双方合意の上での書類提出となつてございます報告案件でございますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4件ございます。事務局より説明いたします。
事務局	失礼いたします。それでは、議案第1号 農地法第3条の許可申請について説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。 申請番号1番、所有権移転の案件です。

	譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の田、面積は287平方メートル。農地取得後の作目は野菜。申請農地取得後の経営面積は287平方メートル、農作業歴は8年、通作距離は800メートル、農作業常時従事日数は90日となっています。 続きまして、申請番号2番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか9筆の田畑、合計面積5,060.61平方メートル。農地取得後の作目は水稻、野菜。農機具については、トラクター、コンバイン、耕運機、田植機、管理機、トラックを1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は5060.61平方メートル、農作業歴は36年、通作距離は1キロメートル、農作業常時従事日数は270日となっています。 続きまして、申請番号3番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■の畑、面積301平方メートル。農地取得後の作目は果樹、野菜。申請農地取得後の経営面積は301平方メートル、農作業歴は2年、通作距離は10メートル、農作業常時従事日数は250日となっています。 続きまして、申請番号4番、所有権移転の案件です。 譲渡人は■■■■の■■■■様、譲受人は■■■■の■■■■様。申請地は■■■■ほか7筆の田畑、合計面積3,080平方メートル。農地取得後の作目は水稻、野菜。農機具についてはトラクター、コンバイン、耕運機、田植機、管理機、トラックを各1台所有しています。申請農地取得後の経営面積は4,989平方メートル、農作業歴は23年、通作距離は500メートル、農作業常時従事日数は210日となっています。 以上の4件の申請につきまして、譲受人は農地法第3条第2項各号に定める諸要件を満たしていると考えられ、権利移動は適当であると思われます。 以上、ご審議よろしくお願ひいたします。
会長	議案第1号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。 まず、申請番号1番を議題といたします。補足説明よろしくお願ひいたします。
三谷委員	■■■■さんの案件ですけれども、先般、住宅の部分以外、残った部分がありまして、特に、その■■■■さんのおやじさんとよく知っておりまして、特に息子にはその残った土地の分は、野菜を必ず作れよというような強い決意を頂いておりますので、問題ないかと思います。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)

会長	ありがとうございます。申請番号1番は異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。地元委員の補足説明をよろしくお願いいたします。
三谷委員	続きまして、地元、■■■■地区の案件ですけれども、この案件は、従来、■■■■ ■■■■さんがこの5反弱を作ってまして、■■■■さんというのは実の親で、 そういうことで相続めいたところがあるということで、■■■■君も勤めもって 頑張っておりまして、何の問題もないかと存じます。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。申請番号2番につきましても、問題はないという ご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号3番を議題といたします。補足説明よろしくお願いいたします。
松枝委員	先日、安富推進委員と2名で■■■■さんのところをお伺いしまして、お話を 聞きましたところ、全く問題ないと。■■■■さんの横の、すぐ宅地の横なんで、 当然、農地として利用していただくということで確認はしております。以上 です。
会長	ありがとうございます。申請番号3番につきましても、問題はないという ご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号4番を議題といたします。補足説明よろしくお願いいたします。
砂川委員	これは■■■■さんというて、昔、農協の組合長をされよった人です。そ の息子さんが■■■■さんで、今回、一括贈与ということで、親子が後を継ぐとい う形になっておりますので、何の問題もないと思います。
会長	ありがとうございました。申請番号4番につきましても問題はないという ご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第1号につきましては、全て異議なしという ことで、許可相当として認めてまいりたいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、 今月1件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第2号 農地法第5条の許可申請についての説明を

	いたします。議案書の4ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は第7回、9月19日開催の農業委員会の議案資料と同内容のため省略しております。 申請地は[REDACTED]、田、978平方メートル、所有権移転でございます。[REDACTED]から南へ約230メートル、[REDACTED]沿いにある第2種農地でございます。譲渡人は[REDACTED]の[REDACTED]様、譲受人は[REDACTED]の[REDACTED]様でございます。転用の目的は太陽光発電施設でございます。所有者が年齢とともに農地の管理に困っていた際、太陽光発電施設設置のために土地を探していた転用事業者と、この度、話合いがまとまったものでございます。排水については、雨水は自然沈殿、汚水の心配はありません。土地改良区、地元の水利組合等、隣接する農地所有者の周辺の同意も得られております。以上の申請については農地転用許可に係る立地基準と一般基準に適合し、被害防除計画も妥当であることなどから、計画は適当であると思われます。 よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第2号の事務局の説明が終わりました。この案件に対しましても、補足説明を頂いた後でご審議いただきたいと思います。 地元委員の補足説明よろしくようお願いいたします。
三谷委員	失礼します。今日は、僕、多いです。ということのはけとって、この案件は特に、今、事務局のほうに言うたように、高齢で、もう後継ぎもおらんしということで、非常にいい案件と、変な言い方ですけども、妥当なところかなと思ひまして、推進委員の地元でございますし、一緒に現場も見ただけど、特に近隣との問題もないと思ひますし、問題はありません。
会長	ありがとうございます。問題はないという補足説明を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議等はございませんか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第2号につきましても異議なしということで、適当と認めまして、許可相当として進達してまいりたいと思ひます。 続きまして、議案第3号 農地改良届について、1件でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	議案第3号 農地改良届についての説明をいたします。議案書の5ページをご覧ください。 申請番号1番、議案書資料は1ページから4ページです。届出人は[REDACTED]の[REDACTED]様、届出地は[REDACTED]、田、1,240平方メートルほか1筆、計、田、2,675平方メートルでございます。[REDACTED]の東側に位置する第2種農地でございます。改良の目的は、ほ場の改良工事に伴う農地のかさ上げでございます。ビニールハウス設置に伴うもので、農地の北側を最大0.89メートル切り土し、農地全体を最大約0.55メートル盛土しようとするものでございます。

	以上の農地改良については、被害防除計画も妥当であることから、計画は適当であると思われます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第3号の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。
池田委員	それでは、この件について説明させていただきます。この農地の上側にある[]ですが、来年度以降でため池の改修をするということでございます。それで、裏側の腰ブロックというのがあるんですけど、その高さが決まらないので、それを早く決めないかんということで、前もって農地を2枚を1枚にして地上げをしたり切り取りということでございます。問題はないと思います。
会長	ありがとうございます。地元委員の補足説明で問題はないというご回答を頂きました。 ご審議いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしということで農地改良届を受理いたしたいと思います。 続きまして、議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、今月52件137筆でございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第4号 農用地利用集積等促進計画の意見聴取について、ご説明させていただきます。議案書は6ページから34ページになります。 今回は通常の貸借の申請に加え、所有権移転が5件ございます。 初めに、議案書32ページから33ページ、申請番号49番から52番をご覧ください。こちらの申請につきましては、農地中間管理機構が規模縮小農家や離農農家から農地を買い入れ、認定農業者等、一定要件を満たす規模拡大農家に売り渡す事業でございます。 申請番号49番、譲渡人は[]、[]様、譲受人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は[]、田1筆、面積は782平方メートルでございます。 次に、申請番号50番、譲渡人は[]、[]様、譲受人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は[]を含みます田3筆、面積は2,436平方メートルでございます。 次に、申請番号51番、譲渡人は[]、[]様、譲受人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は[]の田1筆、面積は1,949平方メートルでございます。 最期に申請番号52番、譲渡人は[]、[]様、譲受人は公益財団法人香川県農地機構。申請地は[]を含みます田4筆、合計面積は4,391平方メートルになります。 なお、今回、所有権移転を行うに当たり、今後、農地機構から耕作者への

	買受同意も取れており、10月8日水曜日に地元農業委員、事務局立ち合いの下、利用調整会議を開催しておりますことを申し添えます。 それでは、議案書34ページの集計欄をご覧ください。合計を報告させていただきます。賃借権の転貸8件、使用貸借権の転貸40件、合計48件128筆、先ほどの所有権移転も含めました総合計は52件137筆、合計面積、170,112平方メートルになります。 以上、ご審議よろしくお願いいたします。
会長	議案第4号の説明が終わりました。ただいま事務局のほうから、所有権移転を含めまして総合計52件137筆、170,112平方メートルにつきまして説明がございましたが、この案件に関しましてご異議等はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。異議なしと頂きましたので、適当と認めて処理をいたしたいと思います。 続きまして、議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、今月更新1件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	失礼いたします。議案第5号 農業経営改善計画認定に係る意見聴取について、ご説明いたします。議案書35ページをご覧ください。今月は更新1件でございます。 東かがわ市■■■■在住の■■■■様で、目標営農類型はアスパラガスの施設野菜です。現在はホワイトアスパラ、水稻を栽培しており、5年後の目標としては、以前も作付をおこなったことのあるネギを加えて栽培いたしますが、営農の経営の中心はアスパラガス、施設野菜です。今後は栽培管理の徹底により収量を維持するとともに、アスパラガスの夏の高温障害による品質の低下を防ぐ対策を模索します。5年後の主たる農業従事者一人当たりの年間所得は450万円、年間労働時間は2000時間を目標といたします。本計画の作成に当たっては、香川県の基本方針、市の基本構想に基づき、香川県東讃農業改良普及センター専門員の指導、助言等を仰ぎ、申請者ご本人様と協議を行った上で計画の作成を行っております。 以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
会長	議案第5号の事務局の説明が終わりました。更新でございますので、先ほどの説明がございましたように、行政とともにご本人を交えての協議の結果の書類提出となっております。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第5号につきましても適当と認め、異議のない旨を答申してまいりたいと思います。 続きまして、議案第6号 地域計画変更申出に係る意見聴取について、今月2件ございます。事務局より説明をいたします。
事務局	議案第6号 地域計画変更申出についての説明をいたします。議案書の36

	ページをご覧ください。地域計画変更申出でございます。 申請番号1番、資料は6ページから7ページでございます。申出地は■■■■、田畑、349平方メートルでございます。土地の所有者は■■■■の■■■■様、■■■■様でございます。転用事業者は、■■■■■■■■■■様でございます。■■■■から南へ2本道に入ったところに位置しております。■■■■は現在、国内外で手袋の製造販売業を営んでおり、商品を需要に合わせて供給できるように、製品や資材を保管できる倉庫が新たに必要になったため、今回、倉庫を設置する計画ということでございます。 申請番号2番、資料は9ページから11ページでございます。申出地は■■■■、田、1663平方メートルでございます。土地の所有者は、■■■■■■■■■■様でございます。転用事業者は■■■■■■■■■■の■■■■■■■■■■様でございます。転用目的は太陽光発電施設で、太陽光パネル192枚を設置するものでございます。所有者が農地の管理に困っていた際、太陽光発電施設設置のために土地を探していた転用事業者と、この度、話合いがまとまったものでございます。 以上、2件、ご承認いただけますようよろしくお願いいたします。
会長	議案第6号の事務局の説明が終わりました。ご審議いただきます前に、地元委員の補足説明をお願いしたいと思います。 まず、申請番号1番を議題といたします。よろしくお願いいたします。
松枝委員	■■■■さんから■■■■さんへの倉庫を建てるということでございますけど、■■■■さんの社屋は、周辺は農地はあるんですけど、転用が不可のところでございまして、今回、前の社長であります■■■■さんと話した結果、現在地に倉庫を建てたいということだそうです。現場は、もう周辺は農地は全くありません。全く問題ないと思いますし、境界についてはコンクリート擁壁が既にできております。境界も大丈夫だと思いますけど、倉庫を建てるのであれば、市道のほうの中心後退が今後必要になってくるんじゃないかと思っています。以上です。
会長	ありがとうございます。申請番号1番につきましては、地元委員のほうから農地に対しては何ら問題はないというご回答を頂きました。ご審議いただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。申請番号1番は異議なしと認めさせていただきます。 続きまして、申請番号2番を議題といたします。補足説明よろしくお願いいたします。
砂川委員	失礼します。この案件は、■■■■のガスがあるでしょう、■■■■の際に。その南側の農地です。うちとこの管理下にあった農地なんですけど、この■■■■さ

	んがこの会社との契約を取り付けた。その件で、優良農地が減るのはちょっと寂しい話はあるんですが、本人さんがそういう話で進めておる案件でございますので、ちょっと嫌な気はするんやけど、致し方ないのかなという案件でございます。
会長	ありがとうございます。地元委員のほうから優良農地としては惜しいなという本音のご意見も伺われましたが、ご本人様がそういうふうに相手様と協議なされた結果ということで、致し方ないかなという補足説明を頂きました。 ご審議いただきたいと思いますが、この件に関しましてご異議はございませんでしょうか。
三谷委員	残念ながら異議なし。条件付き異議なし。
砂川委員	ほんまに困って太陽光になるんだったら、しょうがないかなという感じはするんやけど。
三谷委員	そういう書類が通ってきとるけえ、我々、そこまででけんでしょうね。
砂川委員	それを言うたら、ちょっと問題が発生するわな。
事務局	ちょっと先ほど補足というか、説明不足だったんですけれども、隣の農地も多分、一体的に耕作を今していただいているところがあって、そこまでの進入路がその太陽光の転用になる農地にあるんですけれども、なるべくそれを残して、隣の農地はその後もしちゃんと耕作できるような話を今後していきますということで、お話を頂いております。
砂川委員	結構、坂のところ、急な道を下りていくんや。その道を下りたところがこの田んぼなんや。その隣接する横の田んぼがずっとあるんやけど、その田んぼを乗り越えて僕らは仕事しよるんやけど、その道をもし、もう使わさんと言われたら、ちょっと問題かなと。
三谷委員	それは砂川さん、ちゃんとしとかなんだら、通れんようになったら、もうでけん。
砂川委員	もう通さんぞと言うたらな。もうその人の一応、土地やから。
三谷委員	その辺は、事務局、どうなっとるんですか。
会長	今、事務局のほうから、その進入路はちゃんと農地に入るように残しておきますというのを事務局のほうから補足説明を頂きました。そこを鑑みてご審議いただきたいと思いますが、この件に関しまして。
事務局	太陽光発電設備も、多分、草刈りとかの管理とかいうのを今後、ずっとしていってもらえないかんようなところなんですけれども、その車が入る進入路も必要になってくるので、この進入路は残すということになると思いますということだったんですけれども、耕作地だとか、その事業所の話ではないので、今後、お話し合いというか、まだ借り手の人とかも、所有者の方とも隣の農地の方とかもお話を今後していくということ。
砂川委員	してもらわな困る。そこをよろしくお願いします。
会長	申請番号2番につきましては、今、問題が発生しておりますが、そののと

	ころを今後、所有者の方々と周りの農業者の方々とお話しをして、条件付きでのということで認めていただきたいということ、問題点として置きながら、本日、ここでご審議を頂きたいと思いますが、そこをクリアした上で認めていただきたいということを申し添えまして、ご審議を頂きたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
三谷委員	会長が言うように、そこをクリアしてということで、私は異議ないと思うけどね。
会長	申請番号2番につきましては、条件付きでご審議を頂きたいと思います。あと、事務局のほう、条件のほうをまたよろしく願いいたしたいと思いますが、申請番号1番につきましては問題はないということと、申請番号2番につきましては、条件付きで今月、審議を頂きたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	ありがとうございます。議案第6号につきましても、認めてまいりたいと思います。 日程第2のほうは、これで皆様方のご審議を頂きましたので、全て承認を頂きました。 続きまして、日程第3、その他、12月の農業委員会について、事務局のほうから報告をお願いいたします。
事務局	来月12月の農業委員会の日程についてお知らせいたします。12月の農業委員会につきましては、20日が土曜日ですので、前日になるところではありますが、常設審議会等の日程もありますし、年末ということでスケジュールの都合上、12月18日木曜日、13時30分から市役所の3階大会議室でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。12月18日木曜日でございます。よろしくお願いいたします。
会長	12月の農業委員会につきましては、大変お忙しい時期だろうとは思いますが、12月18日木曜日13時30分、本会場にて開催いたしますので、ご日程のほう、どうぞよろしくお願いをいたします。
会長	事務局のほうからもうございませんか。ないようでしたら、委員のほうから何かご質問等ございませんでしょうか。
	(「なし」の声あり)
会長	ないようでしたら、本委員会を閉会とさせていただきますが、よろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	それじゃあ、閉会の言葉を職代より申し上げます。
会長職務 代理者	～会長職務代理者あいさつ～